

大伴家持と陸奥国出金詔書

小 野 寛

序

天平二十一年（七四九）年二月二十二日、陸奥国より初めて黄金が献上された。直ちに畿内・七道の諸社に幣帛が奉納され、そのよろこびと感謝の報告が神々へなされた。四月一日、聖武天皇は東大寺に行幸し、造営中の廬舎那仏の前殿に入り、像の正面に対座した。皇后・皇太子がその傍に並んで侍し、群臣百寮及び士庶に至るまで、それぞれの身分に従って御殿の外に整列した。そこで左大臣橘諸兄が勅を受けて、仏前に天皇のおことばを表白したてまつった。続いて中務卿石上乙麻呂が長文の宣命を申し上げた。文武天皇即位の宣命以来、続日本紀に記載された宣命中、最長の宣命であった。これがいわゆる陸奥国出金詔書である。同日、越中国守大伴家持は従五位下から従五位上を授けられた。この時同時に昇叙にあずかった者は、正三位から従二位にのぼった巨勢奈呂麻呂外十五人であった。その中に大伴氏を名のる者は大伴牛養、従三位より正三位、大伴稻君、従五位上より正五位下、があった。更に大伴牛養は中納言となった。

四月十四日、天皇はまた東大寺に行幸され、大仏の前殿にいでまされ、大臣以下百官及び士庶に至るまでずらりと整列したのは前と同じであった。この日、天平感宝元年と改元された。十五日、大臣以下諸司仕丁以上に禄を賜わった。二十七日、鰥寡孤独及び疾疹の徒の自活不能の者に穀五斗を給され、孝子・順孫・義夫・節婦は終身事なからしめ、力田の人には位一階を叙せられた。黄金の出た陸奥国には三年の調庸が免ぜられ、中でも小田郡は永く免ぜられることになったが、他の諸国も国毎に一年に二郡ずつ調庸を免ぜられ、この年の田租は全国について免ぜられた。

他ならぬ改元告知からこの給付免税の通知は、時を移さず諸国府へ駅馬によって伝えられたことは言うまでもない。その原因である陸奥国より黄金が出土した事実及び、それを祝した宣命が、どんなに遅く見積っても、四月二十七日に発せられた免税・給付通知と共に、越中国府の家持のもとへも届いたと思われる。東大寺の占墾地使僧平栄との関係は、あるともないとも言えることではなく、平栄が詔書をもたらしたのだろうというような臆測はすべきではない。

家持はその宣命のことばに感動して、五月十二日、これまた家持の長歌中最長の「陸奥国出金詔書を賀く歌」(18四〇九四)を反歌三首(四〇九五・四〇九七)を添えて完成させた。この歌の左注が大変格調高いこと、前後の作に比べてこの長歌には正訓字が非常に多いことなどを考えても、この歌の製作には並々ならぬ意気込みがうかがわれ、完成にはかなりの日数を要したであろうと想像される。完成の二日前、五月十日に作られたと左注にある「注独居幄裏遙聞霍公鳥喧作歌」(四〇八九・四〇九二)の長歌が、その内容にそぐわぬ冒頭部「高御座 天の日嗣と すめろきの 神の命の 聞こしをす 国のまほらに……」で歌い始めているのは、この時家持の頭の中に「陸奥国出金詔書を賀く歌」の文句があったのであろう。賀歌の製作に着手したのは、五月十日より更に前に前だったのである。宣命に接して直ぐ、恐らく五月の初め頃であっただろう。

その賀歌四〇九四の冒頭は次のように歌われている。

葦原の 瑞穂の国を 天降り 知らしめしける すめろきの 神の命の 御代重ね 天の日嗣と 知らし来る
君の御代御代 敷きませる 四方の国には……

別稿において私は、これが家持が初めて歌った皇統讚美であると言い、その「御代重ね 天の日嗣と 知らし来る 君の御代御代」こそ、家持独自の皇統讚美表現であるとし、その中心的詞句「天の日嗣」について論じた。注小論はその続編である。

一

「すめろきの神の命の」と詠んだのは、人麻呂・金村・赤人らの宮廷讚歌の精神の復活である。この詞句を、人麻

呂は「過近代荒唐時作歌」(129)において天智天皇を指して歌い、赤人は「伊予温泉從駕歌」(332)にこの国土を統治して来た歴代の天皇を指して歌っている。

「すめろきの神の命」のは万葉集中、人麻呂・赤人の各一例の外、家持に三例あるのみである。家持は「賀陸奥国出金詔書歌」(4094)において、高天原から天降った皇祖神とその神の子孫である歴代の天皇の意でこの詞句を用いた。続いて「逢聞霍公鳥喧作歌」(4089)に同じ意で用いた。

高御座 天の日嗣と すめろきの、神の命の、聞こしをす 国のまほらに 山をしも さはに多みと……
赤人の三二の冒頭は、

すめろきの、神の命の、敷きいます 国のことごと 湯はしも さはにあれども……

とある。家持が赤人のこの冒頭部を念頭に置いて四〇八九を詠んだことは疑うべくもない。とすれば、四〇九四もまた赤人から、つまりは人麻呂以来の伝統的な詞句として、とったものであろう。四〇九四が完成して一日か二日の後、家持は「吉野行幸儲作歌」(四〇九八〜四一〇〇)を詠み、その長歌の冒頭に、

高御座 天の日嗣と 天の下 知らしめしける すめろきの、神の命の、かしこくも 始め給ひて 貴とくも 定め給へる み吉野の この大宮に……

と歌った。聖なる継承者として天下を統治された「すめろきの神の命」は皇祖たる歴代の天皇であり、吉野のこの離宮を初めて営んだのは、先帝天武天皇を指すのであろうか、あるいは雄略天皇でもあろうか。

家持は「すめろきの神の命」を三例とも「天の日嗣」と一緒に用いている。初めて「天の日嗣」を歌い込めた三連作を詠んだ時、その讚美すべき主体を「すめろきの神の命」と呼んだのである。

集中「すめろき」と訓まれている語は二十四例見られる。作者別に示せば、次の通りである。

柿本人麻呂	2
笠 金村	1
山部 赤人	1
大伴 三 中	1

田辺福麻呂

1

大伴家持

14

作者未詳

4 (巻七、十一、十三、十五に各1)

「おほきみ」と訓むものが集中一九〇例(枕詞として用いられている二例及び八一四五三の代匠記による補入は除く)あり、広く用いられているのに対して、「すめろき」の使用は限定されているようである。大伴氏の二人及び作者未詳を除いて見る時、それは明らかに宮廷歌人と言われる歌人達の用語であった。

二

作者未詳も含めて家持以前の「すめろき」は次の十例である。

天皇之 神の命の(1二九、人麻呂)

天皇之 敷きます国と(2一六七、人麻呂、持統三年)

天皇之 神の御子の(2二三〇、金村、靈龜元年)

皇神祖之 神の命の(3三三二、赤人)

皇祖 神の御門に(3四四三、三中、天平元年)

長谷小国に 夜ばひせす 吾天皇寸与(13三三三二、作者未詳)

皇祖神之 神の宮人(7一一三三、作者未詳)

皇祖乃 神の御門を(11二五〇八、作者未詳)

須壳呂伎能 遠の朝廷と(15三六八八、遣新羅使人、天平八年)

皇祖乃 神の御代より(6一〇四七、田辺福麻呂、天平十三年頃)

『万葉考槻乃落葉別記』に、「すめろき」は遠祖の天皇のことを申し上げるのだと、詳しく諸例を検討して言っている。「大君は神にしませば」の思想によれば現在の天皇をも神だというのであるから、遠つ祖なる天皇はまさしく神である。右の十例中七例が「すめろきの 神」と続けて言う。その指すところは『槻乃落葉別記』によれば、人麻

呂の二九は「天智天皇」、人麻呂の一六七・赤人の三三二・福麻呂の一〇四七は「皇祖の天皇たち」、金村の二三〇は「皇祖の神の、御子孫といふ意」、三中の四四三・卷七の一・三三三・卷十一の二五〇八は「皇祖より受継ませる、大御位しるしめす大宮」であり、新羅使人の三六八八については「上の敷ませる国、云々（一六七・三三二をいう）小野注」といふに意同じ。是には、当代を申ても、理違はざればにや。卷十七、には、大王乃、等保能美可度。卷十八、於保岐美能、等保乃美可等々、と見えたり」とある。『槻乃落葉別記』が、右の三六八八についての解説にも言い、また「皇祖より受継ませる大御位につきては、当代をも申可あるを」と言っているように、「すめろき」が当代の天皇について言う場合があるとしても、皇祖から継ぎ来たったその尋常ならざる「継承」の意をこめて用いていると考えてよい。それが「すめろき」と「おほきみ」との違いでなければならぬ。

赤人以降の「皇神祖」「皇祖神」「皇祖」の表記は、当代の天皇を言うのではないことをはっきり表わしている。人麻呂の二例及び金村の一例は「天皇」をスメロキと訓んだもので、この表記はオホキミとも訓み得るものである。推古紀の唐帝への国書に「東天皇敬白西皇帝」とある如く、また万葉集においても題詞・左注に見る如く、「天皇」は当代の天皇を言う語として用いられた。しかし万葉集の歌の詞句としては、僅か十四例しか見えず、「大王」の五十七例、「王」の二十七例とは比較にならない。用例数が少ないので、集中における「天皇」の用字の意味を断定的に言うことは出来ないが、集中の用法にある種の限定があることがわかる。

A 天皇之 神之御言能(1二九) 人麻呂

天皇之 敷座国等(2一六七) 人麻呂

天皇之 神之御子之(2二三〇) 金村

B 天皇乃 等保伎美与尔毛(20四三六〇) 家持

C 天皇乃 等保能朝廷等(20四三三一) 家持

D 天皇乃 御命畏美(1七九) 作者未詳

天皇之 御命恐(6九四八) 作者未詳

天皇之 命恐(19四二四) 家持

天皇乃 美許等可之古美 (20四四〇八) 家持

E 天皇之 行幸乃随意 (4五四三) 金村

天皇之 行幸之隨 (6一〇三二) 家持

天皇之 遣之万万 (13三二九二) 作者未詳

ABはスメロキと訓まれている。Cはスメロキとオホキミの両説がある。DEは下の「みことかしくみ」「みゆきのまにま」「まげのまにまに」からオホキミと訓まれている。

右の作者を見るに、これは人麻呂と金村と家持の用字ではないか。人麻呂はスメロキと訓むもの二例だが、金村と家持はスメロキとオホキミの両方に用いている。そして家持が一人で五例で、家持が用いなかったら、「天皇」はまさに半減するのである。それほどこの文字は歌中には用いられることの少ない文字なのであった。

人麻呂は宮廷歌人として当然、天皇あるいは皇子を讃える歌を多く歌った。それは「わが、おほきみ」であった。「吾大王」十、「吾王」五、「吾於富吉美」一、合計十六例である。「吾」を付けずに単独で用いたのは四例で、すべて短歌の冒頭に来る場合である。その中三例は、「おほきみは神にしませば」(3二三五、同或る本の歌、二四二)で、既製のパターンを用いたものである。もう一例は「大王之 遠の朝廷と」(3三〇四)で、今天下を統治される天皇の、その地方統治のための役所であることを言うのであろう。以上二十例はいずれも当代の天皇、またはお仕える皇子を指して言う。それらと用法も表記も違う「天皇」が、「おほきみ」ではなく「すめろき」と歌ったものであり、意味も「おほきみ」とは違うのだと考えることは、恐らく正しいであろう。第一例(二一九)は言うまでもなく、今ももう「いにしへ」の天皇である天智天皇を指すのであり、第二例(一六七)は何天皇と言うのでなく代々の天皇を指すのではないだろうか。これを持統天皇と解することは再考の要があろう。

「天皇」の文字を「すめろき」の表記に限定して用いたのは人麻呂だけであった。金村はもう両用しているし、奈良遷都時の歌七九は「天皇の命かしくみ」と明らかに「おほきみ」と歌うはずの句に用いられている。臆測に過ぎるけれども、奈良遷都頃以降、つまり万葉後期には「天皇」の文字は「すめろき」とは限らなくなった。先の「すめろき」例の一覽で赤人以降「皇神祖」「皇祖神」と記されているのは、それを示唆しており、「すめろき」の語

を用いる意図を明示しようとしている。

人麻呂・金村・赤人・福麻呂ら宮廷歌人が歌って来たのは「すめろきの神」であった。「すめろき」である「神」と歌うのであった。「すめろきの神の命」と言い、「すめろきの神の御子」と言い、「すめろきの神の御代より」と歌って来た。巻七、巻十一の作者未詳歌も「すめろきの神の宮人」と言い、「すめろきの神の御門」と歌われている。これらはすべて、天皇の祖先は貴い日の神であり、その神の御子が天降り、以来その神の子として生れましし神なる方が天皇であるという思想を物語っている。神の血統がどこかで一度でも途絶えては、その後は皇祖の神とつながらなくなってしまうから、皇祖の神を考える思想は、ひいてはその絶えることなき継承を信じているのである。

三

天平十三年頃、久邇京遷都後に詠まれた田辺福麻呂の「悲寧楽故郷作歌」(610四七)に「やすみしし わが大君の高敷かす 大和の国は 皇祖乃 神の御代より 敷きませる 国にしあれば……」と「すめろき」が歌われて以来、この「すめろき」の語は、集中家持の歌以外には見られなくなってしまう。福麻呂を最後に宮廷讚歌は絶えたと言われ、福麻呂を最後の宮廷歌人とする通説に対して、伊藤博氏は「万葉最後の特異の宮廷歌人として家持を一枚加えなければならぬ」と言われた。^{注3} 宮廷讚歌の伝統的な天皇讚美の詞句の受け継がれ方を見るだけでも、家持こそがその最後の人であることを知る。一例を示してみよう(作者未詳は省いてある)。

「神ながら(わが大君)」
人麻呂・置始東人↓赤人・憶良↓家持^⑤

「神の命」
人麻呂↓赤人・憶良↓福麻呂・家持^{②①③}

「すめろきの神の命」
人麻呂↓赤人↓家持^{①③}

「すめろき」
人麻呂↓金村・赤人↓三中・福麻呂・家持^{②①④}

「やすみししわが大君」
持統天皇・人麻呂↓赤人↓福麻呂・家持^{⑦②}(二回以上使用)

「つが(とが)の木
のいやつきつきに」 人麻呂^①↓金村^①・赤人^①↓家持^④
「つきつき」 人麻呂^①↓金村^①・赤人^①↓福麻呂^①↓家持^④

注 数字は使用回数。

人麻呂に始まるこれら天皇讃歌の詞句は(ことばだけを取り出して言う場合には、「大君は神にし座せば」という表現について中西進氏が「この表現が大君讃美の類型だった」と言われ、「儀礼的讃歌のパターン」であり「人麻呂個人の独創的表現ではなく、当時の宮廷人にひとしい讃美の表現だった」と言われたように、^{注4}「人麻呂の時代に始まる天皇讃美の表現」と言うべきであろう。中でも「やすみしし わが大君」という詞句は記紀歌謡に、倭建命へ奉る美夜受比売の歌に始まって仁徳天皇・雄略天皇をめぐる歌謡、やや時代が下って勾大兄皇子へ安閑天皇への後の歌、推古天皇に献ずる蘇我馬子の讃歌に見え、万葉集においても中皇命・舍人吉年・額田王に既に歌われている)第三期の宮廷歌人たる金村や赤人に受け継がれてすべて家持へ至りつくのである。

家持のどの歌に現われるのか表示してみよう(歌番号に*印を付したものは短歌、他は長歌である)。

すめろき	4006	4089	4094	4097*	4098	4111	4122	4205*	4254	4266	4267*	4331	4360	4465
神の命	○○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神ながら														
やすみしし														
わが大君														
いやつきつきに														

右表によると、四〇九四・四〇九八を中心とする一群と、四二五四・四二六六とが異質であるように思われる。「すめろきの神の命」派と「やすみししわが大君」派である。そして後期の四三六〇・四四六五は、どっちと言った特徴のない、言い換えれば両派の融合型とも言えよう。

「すめろき」を歌わない四二五四・四二六六は共に「応詔預(儲)作歌」で、天皇の詔にこたえる気持で詠んだもの

である。その作歌動機は何であれ、当代の天皇に捧げる歌である。当代の天皇を讃える詞句が用いられるのは当然であり、形式としては伝統的な天皇讃歌に類似するのをもまた当然であった。家持の「応詔預(備)作歌」はこの二首で、「預作讃歌」と言われるものはもう一首、四〇九八がある。これは「吉野讃歌」の儲作歌である。「吉野讃歌」は人麻呂が創始し、その二首とも「やすみしし わが大君」で歌い起こしていた。しかし、家持のこれは後の「応詔預作歌」型の「やすみししわが大君」派になっていない。「すめろきの神の命」派である。それは当然のことであったと思われる。人麻呂及びその時代の宮廷人にとって吉野行幸は年中行事であり、人麻呂自身ほとんど毎年毎シーズン供奉して行っていたであろう。そして吉野の自然も吉野の離宮も、そこにお立ちになっている天皇のためであると、人麻呂には見えた。しかし天平に育った家持にとっては、吉野行幸はあこがれの対象であったとも言える。吉野離宮の歴史の重みに感動し、その歴史の末端に自らを置くことを空想したのである。だから、家持の吉野行幸預作讃歌は「すめろきの神の命」を讃えることから歌い始めている。

吉野行幸預作讃歌は生まれるべくして生まれたとも言える。それは「陸奥国出金詔書」によって目覚めさせられた皇統讚美意識の落し子であったのだ。

四

家持は内舍人時代はもとより越中国守になってからも、これまでに「天皇讃歌」を作ったことはなかった。越中に来てから数多く詠んでいる長歌の中に、天皇を讃えるという詞句は見出せない。「大君の まけのまにまに」(17395七・396二・396九)「大君の 命かしこみ」(397八)などと、天皇に対する忠誠を歌うことによって、間接的に天皇を讚美するのであった。先の表に記したように、家持が「すめろき」の語を初めて歌に詠んだのは、天平十九(七七七)年四月三十日作「入京漸近悲情難撥述懷一首」(17400六)であった。その他の詞句はすべて天平感宝元年(七四九)年五月以後の歌にしか出ない。「すめろき」もこの一例があるのみで、あとの十三例は、天平感宝元年五月以後の歌である。

四〇〇六は大伴池主への贈歌で、冒頭、池主との友情の固さと、二人で遊ぶ楽しさとを、越中の風土の中に描き、

須、売、呂、伎、能、食す国なれば みこと持ち 立ち別れなば……

と歌うのである。家持が初めて用いたこの「すめろき」が、どのような意識で用いられているのか確かではないけれども、これは今お仕えている天皇を指すのだとは言えよう。ここに特に「皇統讚美」の意識は感じられないばかりでなく、下の「みこと持ち」の「みこと」の主と同じと解釈すべきだと思う。また、「食す国」ということは、この歌より先に六例見え、

……食す国を 見し給はむと……(一五〇)

……食す国 四方の人の……(二一六七、一本云)

……食す国を 定め給ふと……(二一九九)

……食す国を 治め給へば……(六九二八)

やすみししわが大君の食す国は大和もことも同じとそ思ふ(六九五六)

食す国の 遠の朝廷に……(六九七三)

それぞれ持統天皇・日並皇子・天武天皇・聖武天皇について言っており、日並皇子の場合も皇子が天皇となって統治されたらと歌うのであるから、集中ではすべて当代の天皇に關して言うことばだったと言っている。

家持が「すめろき」を、初めて皇統讚美の意識で歌ったのは、やはり天平感宝元年五月だったのである。その十日から十四日までの五日間に長歌三首を完成させ、それぞれに「すめろきの 神の命の」の詞句を用い、「天の日嗣」と歌って、家持独自の皇統讚美の表現を作り上げたのである。それを生ませたのは、言うまでもなく「陸奥国出金詔書」であった。

それまでは、家持は現在目の前に忠誠を尽すべき対象としてある聖武天皇をしか意識していなかったのではないだろうか。彼の歌からはそれ以上のものは見えないのである。大伴の氏の歴史は心得ている、それが皇統とは結びつけられていなかったように思われる。家持の歌には、ちらりとも皇統を讃える詞句が見えなかったのである。「すめろき」が一つあったが、それも違っていた。

天平感宝元年五月の家持の突然の変化は大きな意味を持つ。自分中心に現在を考えるのみであった家持が、自分の

立場を歴史の流れの中に考えるようになったと思われる。天動説から地動説に変わったほどの自己変革ではなかっただろうか。少くともそのきっかけとなったことは認められるだろう。北山茂夫氏が「この宣命（陸奥国出金詔書）」と言われる宣命第十三詔をいう（小野注）によって、家持は内舍人時代の青春彷徨からきっぱり訣別したといえる^{注6}。言うのは、まさにそのことであり、家持はここに初めて「政治家としての未来に、確乎たる見通しをたて」たとも考えられるのである。「陸奥国出金詔書」は家持にとって誠に重大な意義を持つものであった。

五

その「陸奥国出金詔書」を賀する歌（四〇九四）の冒頭部は、先に述べたように、家持が初めて詠んだ「皇統讚美」であった。山も川も大きく広く、従って奉る貢物・宝物は数え得ず尽すこともできないほどである、その四方の国々を領有し給う主語を「すめろきの 神の命」と詠んだ。これは先にも述べた通り、赤人に「すめろきの 神の命」を敷きます 国のことごと……」（三三二）とあるのと同じ骨組である。しかし家持は「すめろきの 神の命」を、その神性を説明する詞句「葦原の 瑞穂の国を 天降り 知らしめしける」で飾った。これは右に見て来たどの「すめろき」にもなかったことである。これは家持が「すめろきの 神の命」を自分自身のことばとして歌っていることを示している。更に家持は、「すめろきの 神の命」がどのようにして、どのような特殊性をもって「四方の国」を「敷きませる」かを、「御代重ね 天の日嗣と 知らし来る 君の御代御代」と歌った。

「御代重ね」と言い、更に「御代御代」と言う、この句はどちらも「天の日嗣」と同じく、集中家持にしかない。家持の独自句である。「御代」という語は集中十九例あり、家持は十四例で、他は人麻呂に二例、福麻呂に二例、作者未詳歌に一例である。これらは「神の御代」「ひじりの御代」などと用いられる。次の通りである。

畝傍の山の 樞原の 日知の御代ゆ（一二九、人麻呂）

山川も 依りて仕ふる 神の御代かも（一三八、同）

すめろきの 神の御代より（六一〇四七、福麻呂）

八千様の 神の御代より（六一〇六五、同）

八千戈の神の御代より（10二〇二、作者未詳）

家持には十四例あるが、「賀陸奥国出金詔書歌」以前には一例もない。「御代重ね」「御代御代」が彼にとって最初の使用例であった。そして右に見られるように、それ以前には類似の用法はなかったのである。これらは家持にとって最初であったと同時に、万葉集においても最初であった。しかも、「すめろき」がそうであったように、以後家持には多数の使用例が見られるにもかかわらず、家持以外には全く見られないのである。「御代」もまた「すめろき」と同じく、皇統讚美にかかわることばであった。そして家持に受け継がれると共に、新しい生命を付加されたのである。

「御代」そのものが皇統讚美の意味を持っているのではなく「神」または「日知」と結びついてその表現に加わるのが、人麻呂や福麻呂の用法であった。ところが家持は、「御代」そのものに皇統讚美にかかわる意味を託そうとしたのである。それを家持は「陸奥国出金詔書」から得たのであった。

六

「陸奥国出金詔書」とは統紀宣命の第十三詔である。「御代重ね」ということばはその第十三詔に三例ある。

掛けまくも畏き近江の大津宮に大八島国知ろしめしし天皇^{すめらみこと}大命として奈良宮に大八洲国知ろしめし我が大君
天皇と御世重ねて朕に宣り給ひしく、大臣の御世重ねて明き淨き心を以て仕へ奉る事に依りてなも天日嗣は平
けく安く聞こし召し来る。

又具犬養橋夫人の天皇御世重ねて明き淨き心を以て仕へ奉り、

宣命の用語としてもこのことばは少なく、第十三詔以前の宣命には見られない。家持が既に歌わぬ人になっていた天平宝字三年六月十四日の第二十五詔と翌年正月四日の第二十六詔に一例ずつ見られるのみである。家持がこの句を第十三詔から採ったことは間違いないであろう。家持は「向京路上依輿預作侍宴詔歌」（四二五四）に「千代重ね、いやつきつきに知らし来る 天の日嗣」と歌っているが、この「千代重ね」も家持に唯一つという句で、「御代重ね」のヴァリエーションに違いない。

「御代」を重ねた「御代御代」の句は、宣命にはよく用いられ、第十三詔の外、第一・二・三・四・十一・十四・二十三詔などに見られる。「御代御代」は即位の宣命などでは常套句なのである。文武即位の第一詔は「御世」をミヨミヨと重ねて訓んでいるので、元明即位の第三詔、和銅改元の第四詔、天平十五年五月五節舞の第十一詔と第十三詔の例をあげておこう。

遠皇祖すめらみの御世みよを始めて天皇御世すめらみ御世みよ天つ日嗣すめらみと高御座たかみくらに坐して(第三詔)

高天原たかまがはらより天降り坐ましし天皇御世すめらみを始めて中今なかついまに至るまでに天皇御世すめらみ御世みよ天つ日嗣すめらみと高御座たかみくらに坐して(第四詔)
(第十三詔)

今日行いひ賜たまひ供つとへ奉り賜たまふ態かたちに依りて御世みよ御世みよに当りて供つとへ奉れる親王等大臣等の子等を始めて(第十一詔)

君臣きんしん祖すの理ことわりを忘るる事無く継ぎ坐まさむ天皇御世すめらみ御世みよに明あき浄きよき心を以て(同)

又御世みよ御世みよに当りて天下あめのみたま奉たまし賜たまひ國家くに護まもり仕つかへ奉る事の勝れたる臣みかどたちの侍る所には(第十三詔)

「御代」を重ねる言い方、あるいは「御代重ね」は、天皇の御代が代々継がれて続いて来たことを表わしていることとは言うまでもない。

家持はそれらを更に重ねて「御代重ね、天の日嗣と知らし来る、君の御代御代」と歌ったのだが、「知らし来る、」もまた歴代の天皇の継承のさまを強調しようとする句である。家持は、先に「千代重ね」を用いた歌として例示した四二五四にも「知らし来る」と歌っている。「知らし来る」の句は万葉集にこの二例のみである。私はこの句の「来る」を見ることができない。「知らしめす」「知らしめしし」「知らしめしけむ」など、持統天皇・人麻呂・福麻呂にあるけれども、「知らし来る」とは誰も言ったことがなかった。これは家持の、まさに手作りの句である。

宣命にも「知らし来る」はない。しかし家持の句作りのヒントになったのはやはり宣命であった。第十三詔に次のような文句がある。

治め賜たまひ恵めぐみ賜たまひ来る(二例)

聞きこし召よし来る(一例)

他の宣命にもこの二種の文句がしばしば見られ、これらは宣命における類型的表現の一つである。本居宣長は『続

紀歴朝詔詞解』に、この「来る」を特に取り上げて「来は、遠皇祖の御世を始て御世御世也」(第三詔の解)と注している。「御代御代」と並べて取り扱った所以である。

「御代重ね 天の日嗣と 知らし来る 君の御代御代」は、四句とも集中家持にしかない句であって、四句とも宣命第十三詔「陸奥国出金詔書」から得たものであった。家持はそれによって、大伴氏が天孫降臨の昔から代々忠誠をもって奉仕し続けて来た天皇の、その皇統が、この国土に天降りし神の御代より千代重ねて御代御代に継ぎ来たことを強調せんとしたのである。その皇統讚美の意識を目覚めさせたものこそ「陸奥国出金詔書」だったのである。

(昭和四十六年九月十五日稿)

注1、2 拙稿「家持の皇統讚美の表現——あまのひつぎ——」(『論集上代文学 第二冊』所収)に詳説した。

3 伊藤博氏「家持の芸——預作讃歌をめぐって——」(『専修国文』第九号)

4 中西進氏「柿本人麻呂」(『日本詩人選2』一五頁)

5、6 北山茂夫氏「大伴家持小論」(『万葉の創造的精神』所収)

7 シラシケルと訓む説がある。四〇九四は原文「之良志久流」でシラシケルと訓むことに異説はないが、四二五四は「所知来流」とあって、西本願寺本と温故堂本に「所知来」の左にシラシケとあり、諸注では岩波日本古典文学大系本のみシラシケルと訓んでいる。「来」をケリと訓むための表記として用いた例は集中多い。「来」一字をケラ・ケリ・ケル・ケレと訓む他、「来良之」「来師」「来理」「来有」「来流」がある。ケリも過去の継続的動作を表わし、シラシメシケルの例がある。しかし、シラシケルの例はないので、今、四〇九四の例からこれもシラシケルと訓むことにする。